

## 議長・知事への勧告時の委員長発言要旨

令和元年10月4日  
鳥取県人事委員会

- 当委員会では、本日まで、本年の民間給与実態調査の結果や、県内の経済・雇用情勢、国の人事院報告・勧告や他の地方公共団体の状況をもとに、各任命権者や職員団体の意見も聴きながら、本県職員の給与改定について、検討を重ねてきました。  
本日、その内容がまとまりましたので、職員の給与改定について勧告を行うものです。

### 【公民較差】

- 本年の公民較差について申し上げます。  
はじめに、月例給については、民間給与が県職員給与を下回っていますが、較差は0.05% (176円)であり、民間給与と県職員給与はほぼ均衡しています。
- 次に、特別給については、県内民間事業所の年間支給月数（4.03月）が県職員に対する年間支給月数（4.00月）を0.03月分上回っています。

### 【改定方針】

- このため、当委員会としましては、地方公務員法第24条第2項に定める給与決定の原則を踏まえ、県職員の月例給については給料表の改定を行わないこととし、また、特別給は引き上げることが適当と判断しました。

月例給の据置き	昨年	に引き続き	2年連続
特別給の引上げ	平成27年（4.00月→4.10月）	以来	4年ぶり
	改定は平成28年（4.10月→4.00月）	以来	3年ぶり

### 【改定内容】

- 特別給の改定内容については、県内民間事業所における年間支給月数（4.03月分）が本県職員の現行の支給月数（4.00月分）を0.03月分上回っています。県職員の特別給は、0.05月単位で改定を行うこととしていることから、支給月数を0.05月分引き上げることとしました。  
引上げに当たっては、国及び他の地方公共団体の特別給に占める勤勉手当の支給割合の動向並びに民間の特別給のうち考課査定分の支給割合の状況等を踏まえ、勤勉手当を引き上げることとしました。

## 【実施時期】

- 改定の実施時期についてですが、本年12月期分の特別給から実施することとしました。

## 【勧告実施の要請】

- 勧告の内容は、以上のとおりです。

本県職員の給与は、国公ラスパイレス指数による比較によると国や他の都道府県の職員に比べ低い水準が続いてきているところですが、このような中であっても、本県職員は、県民の視点に立った行政サービスの充実や公務能率の向上に精励しています。

つきましては、この勧告の実施のため、所要の措置をとられるよう要請します。

## 【人事管理に関する報告】

- その他、人事管理に関して、「働き方改革と勤務環境の整備」、「高齢期の雇用問題」、「人材の確保と活用」、「非常勤職員等の勤務条件」などについて意見を述べています。いずれも県職員が心身ともに健康を保持しながら、やりがいと意欲を持って公務に邁進することができるよう、職場環境や体制作り等についての改善・充実に向けた意見ですので、留意・配慮をお願いします。また、本年は特に次の点について申し上げます。

- 国をあげて働き方改革の取組が進められている中、長時間労働の是正が社会全体の喫緊の課題となっています。本県におきましても、労働基準法の改正等を踏まえて、人事委員会規則を改正し、本年4月から時間外勤務の上限を原則として月45時間、年360時間と規定したところです。各任命権者におかれては、RPAの活用などの業務の効率化による時間外勤務の縮減に取り組み、成果を上げている状況が窺えます。職員の健康保持、仕事と家庭生活の調和、人材確保などの観点から、引き続き長時間労働の是正のための取組を進めていただくようお願いします。

- また、子育てや家族の介護等を行う職員が安心して仕事ができる環境の整備や働き方の見直しは、職員のワーク・ライフ・バランスの実現や公務能率の一層の向上の観点からも重要な取組です。仕事と家庭の両立支援に係る制度の周知や意識啓発など、利用促進に向けて引き続き取り組んでいただきますようお願いします。

なお、本年は、がん治療と仕事の両立支援について新たに言及しました。個々の病状に応じた対応など、治療と仕事の両立を支援していただくようお願いします。